1 日 時	令和2年8月31日(月) 15:30~17:30
2 場 所	広島市中区基町 10-52 WEB 会議(広島県庁 本館 5 階 健康福祉総務課分室)
3 出席委員	石井委員,大田委員,岡本(智恵子)委員,岡本(英登)委員,小田委員, 金子委員,橘髙委員,熊澤委員,後藤委員,戸光委員,林委員,寳子丸委員, 三島委員(代理出席:加藤地方障害者雇用担当官),森木委員,彌政委員, 横藤田委員,善川委員,由水委員,米川委員,岩崎委員,西丸委員,有馬委員, 玉岡委員,三浦委員
4 議 題	(1)令和2年度広島県障害者自立支援協議会の運営について(2)広島県障害者プラン及び広島県障害(児)福祉計画の進捗状況について(3)第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画の策定について(4)若年性認知症について(5)新型コロナウイルス感染症対策(障害福祉)について
5 担当部署	広島県健康福祉局 障害者支援課 計画・県立施設グループ TEL (082) 513-3161 (ダイヤルイン)
6 議 事	 (1)会長の選任について 会長は、石井委員とすることで、出席委員(代理含む。)全員異議なく承認 (2)会長の職務代行者の選任について 職務代行者は、岩崎委員とすることで、出席委員(代理含む。)全員異議なく承認 (3)令和2年度広島県障害者自立支援協議会の運営について 資料1−1から1−5により、障害者支援課から説明、各専門部会会長から意見及び補足説明を行った。 質疑応答 (4)広島県障害者プラン及び広島県障害(児)福祉計画の進捗状況について 資料2により、障害者支援課から説明を行った。 質疑応答 (5)第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画の策定について 資料3−1により、障害者支援課から説明を行い、質疑応答を行った。 (6)若年性認知症について 資料4により、広島大学、石井伸弥特任教授より説明 質疑応答 (7)新型コロナウイルス感染症対策(障害福祉)について 資料5により、障害者支援課から説明 質疑応答 (8)その他の意見
7 決定事項	各議題の現状と課題について確認し,意見を参考に改善に向けた取組を進めること で合意
8 主な意見等	(1) 令和2年度広島県障害者自立支援協議会の運営について 〇相談支援・研修部会 委員: コロナウイルス感染症拡大防止の措置を講じなければならない中で、対面の研修会が難しいというのは、重々承知しているつもりですが、相談支援従事者やサービス管理責任者研修等も、ウェブで実施する予定でしょうか。

事務局: ウェブで行う予定です。

委員: コロナ禍の中,こういった研修会をウェブで開催することについては致し方ないとは思いますが、ネット環境の不良等で最後まで受講できなかった方を全く受講していないという形にするのではなく、配慮をしていただきたいです。

また,受講時期については,国も緩和策を設けていることから,県も受講時期を緩和していただきたいと思います。

会長: 緩和とは、具体的にはどのようなことを指していますか。

委員: サービス管理責任者更新研修など,5年以内に受講しなければいけない 研修について,研修の受講計画でもって,緩和策が取れるのではないかと 思うので,今年までに終われない方は来年まで延ばしていただくような緩和を検討していただければありがたいと思います。

事務局: 国から臨時的取扱いについて事務連絡がありましたが、現任研修や更新 研修については、今年度は終了としたものとみなす整理をしているところ です。来年度以降は、コロナの状況や、国の動向を見ながら対応します。

〇障害者差別解消支援地域協議会

会長: 先ほど、障害者差別解消支援地域協議会部会長から、この部会は紛争解 決の機能を持っていないと話がありましたが、障害者差別に係る複雑な事 案は、どのような機関に相談するべきか教えてください。

委員: 障害者差別解消法の中に紛争解決の枠組みはありません。この法律のモデルである「障害を持つアメリカ人法(以下 ADA)」では、それぞれの場面に応じた紛争解決の制度が規定されているのですが、日本の障害者差別解消法は紛争解決に関する規定がありません。

広島市では令和2年4月に「広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」が制定され、10月から施行されます。広島市内の問題に関しては、それなりの問題解決の制度が用意されるようですが、それ以外の地域については現実問題としてなかなか難しく、いざとなったら弁護士に頼んで訴訟等するという方法があります。

会長: また、協議事項の中に周知啓発活動とありますが、これは障害者の生活 に重大な影響を及ぼす住まいと仕事に関わるものから、グレード別に周知 啓発していく必要があると思います。そのためにロードマップを作るのも 良いかと思います。

(2) 広島県障害者プラン及び広島県障害(児) 福祉計画の進捗状況について

委員: 障害児入所施設にいる年齢超過児について,国は,令和3年度以降の 方針を示していません。

このことについて,実態を把握したうえで,県の障害福祉計画の中に入れていただきたいのですが。

委員: この問題は入所施設の児者転換ともリンクしています。県の施設にいる 年齢超過児がどのような計画で者の施設に移行していくかという形でし か計画が立てられないと思います。そこを敢えて計画で触れるかについて

は、個別に話をさせていただきたいと思います。

会長: 今の要望は、計画への記載の前に、実態把握をしていただきたいとの発

言だったように思うのですが。

委員: 実態把握は出来ていると思います。

会長: その実態を計画に盛り込むことは難しいのでしょうか。

委員: 事実としてあるので、計画自体に載せることは可能ですが、それから後の話、年齢超過児の問題をどう解決していくかは、施設整備と絡むため、 国の計画通りにしてくださいとは言えないので、個別に話をさせていただ

きたいと思います。

会長: 分かりました。その話し合いの進捗状況について、御報告いただくこと

は可能ですか。

委員: 可能です。自立支援協議会で報告させていただきます。

(3) 第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画の策定について

委員: 地域生活支援拠点等について、未整備の地域は、これから整備が進んでいくような状況と、先ほど報告がございましたが、このコロナ禍の中で、緊急時の受入れや、在宅で生活されている方の安心、安全を担保するには、

このシステムをしっかり作っていくことが大事だろうと考えています。

市町が地域の実情に応じて整備を進めていくのだと思いますが、県としても、地域生活支援拠点等に必要な機能が担保できるように、市町に対して指導していただきたい。また、計画の中で、それぞれの地域の課題に対してどのように整備を進めていくのかを明らかにしてください。

委員: 知的障害者のために,資料 3-2 を作成したのだと思いますが,文言が分かりにくいです。この資料では,今後パブリックコメントを募集する際に, 当事者から意見が得られにくいのではないかと思います。

> 様々な団体が知的障害や発達障害、認知症の方への分かりやすい文章の 書き方などのコンサルテーションをしているので、是非分かりやすいもの を作っていただきたいと思います。

委員: 当事者団体の知恵を貸していただき、分かりやすいものにするための工 夫をさせていただきます。

委員: 資料2の18ページについて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとありますが、この地域包括ケアシステムを用いて、自立や困難事例を解決した事例が県内であったかどうかを教えてください。

委員: 地域生活移行は、地域で支える仕組み作りを、県や圏域、市町、それぞ

れの段階で取組を始めたところです。市町の段階での地域差や医療との連携も課題として残っております。目立った成果は実際のところまだ出てない状況です。一つでも成果が出せるよう体制を着実に一歩一歩積み上げていき、それぞれの地域での取組を進めていきたいと思っています。

委員:

資料2の17ページの最後に、難病のことを書いてあるのですが、ここにいつも同じ事が書かれています。しかもこの情報が、難病患者に全く届いていません。連携の拠点病院を構築したことについても、1人1人全く存じ上げていないのが現実で、当事者不在の現状を感じているところです。当事者に伝わるような仕組み作りや、このようなシステムを作っていただいたのであれば、1つでも成功事例の御説明をいただけるよう期待しています。

会長: 地域生活への意向が進まないのには、縦割りの壁があります。

地域包括ケアとは、地域における生活を主とするのを目標に、様々な施設や医療は、地域生活を支えるためのバックアップとして機能するように仕組みを作り直すことが本質的なことです。ただ、医療と福祉とで法律や国の担当課が違うことで、包括した話し合いがなかなか進んでいません。

なぜ地域移行が出来ないかというと、地域生活のサポートが不十分だからです。そのサポートを充実させるために、コホート研究のような要因分析をした上で政策を立てないと地域移行は進みません。

認知症の場合は、認知症患者の入院が長期化しているからと平成 24 年に病院を責める政策を厚生労働省が立てました。その時、施設から地域へ、医療から介護へというスローガンを立てられたんですが、そのために介護離職や介護鬱や、介護による自殺などの副作用が大きくなりました。それを受けて新オレンジプランができ、医療と介護が適切に連携していかなければならないのではないかという考え方になりました。

なぜこのような個別のことを申したかと言うと、他の事も全部一緒だからです。福祉施設からの地域移行にしても、なぜそれが進まないのか、進まない要因は何なのかという調査研究が大事です。その研究のデータに基づいて施策を立てるべきです。それは本来、厚生労働省がやるべきことですが、先ほど言ったように、部門ごとにそれぞれ縦割りで分かれているので、なかなか難しいものがあります。

委員: 第2期の障害児福祉計画の中に,18歳又は20歳以降の障害児が,児童 入所施設からグループホームないしは障害者支援施設に移行できるよう な仕組みづくりを入れて欲しいと思います。

また、相談支援のことが書いてありますが、その中に障害児相談支援のことをもう少し詳しく書いていただきたいです。障害児相談支援の中の大半が保護者の方のセルフプランにならざるを得ないという現状があります。障害児であっても、第三者の相談支援専門員が利用計画を作成するべきだと思います。このことについても第2期障害児福祉計画の中に入れていただけると大変ありがたいです。

(4) 若年性認知症について

委員: 認知症は、障害の分類でいうと精神障害とみなされるのでしょうか。

参考人: 認知症という症候群は、基本的に精神疾患という形で取り扱うということが一般的ですので、精神障害という枠組みでの取扱いになると思います。

(5) 新型コロナウイルス感染症対策(障害福祉)について

委員: 資料5の7ページに「障害児者・介護者の感染状況別の課題等」について表にしてありますが、この表のように簡単ではありません。例えば、区分Bの方は、介護者が不在になる場合の対応が課題とあり、老々介護の場合はこれに該当すると思いますが、小児の場合は、介護者が複数いるので、本当に不在になることはあまりないのではと思いました。

それと資料5の2ページの支援の流れの中に、応援職員の宿泊場所の確保とありますが、そこでも完璧な陰性者と、陽性か陰性か分からない方が混ざる可能性があります。こうしたことから、表にすると簡単ですが、非常に難しい問題だなと思います。

委員: 見真学園の時の対応については、グリーンエリアとレッドゾーンエリア を分け、そして自宅に戻ることができない応援職員等のために宿泊施設の 準備をしたと聞いています。

実際に応援を行いながら出てくる課題に随時対応していった状況でした。これからの秋冬に向けて、そういった課題を踏まえて現在応援体制等の準備が進められていると認識しております。

委員: コロナウイルスに感染していない方が,介護によって感染することがないように,応援体制の整備について具体化するべきだと思います。

9 配付資料

- ・資料 1-1 令和 2 年度広島県障害者自立支援協議会の運営について
- ・資料 1-2 今和2年度広島県障害者自立支援協議会 相談支援・研修部会について
- ・資料 1-3 令和 2 年度広島県障害者自立支援協議会 就労支援部会について
- ・資料 1-4 令和 2 年度広島県障害者自立支援協議会 障害者差別解消支援地域協議会について
- ・資料 1-5 令和 2 年度広島県障害者自立支援協議会 医療的ケア児等支援部会について
- ・資料2 広島県障害者プラン及び広島県障害(児)福祉計画の進捗状況
- 資料 3-1 第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画骨子(案)について【たたき台】
- ・資料 3-2 第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画骨子(案)について(概要版)
- ・資料 3-3 障害福祉計画・障害児福祉計画に係る基本指針(障害福祉サービス等 及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針)
- ・資料 3-4 第6期障害福祉計画に係る基本指針について
- ・資料 3-5 地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について
- ・資料4 若年性認知症実態調査結果概要(R2.3)等
- ・資料5 新型コロナウイルス感染症対策(障害福祉)について
- · 資料 6 広島県障害者自立支援協議会設置要綱
- ・別添資料 第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画 (冊子)

1 日 時	令和2年8月31日(月) 15:30~17:30
2 場 所	広島市中区基町 10-52 WEB 会議(広島県庁 本館 5 階 健康福祉総務課分室)
3 出席委員	石井委員,大田委員,岡本(智恵子)委員,岡本(英登)委員,小田委員, 金子委員,橘髙委員,熊澤委員,後藤委員,戸光委員,林委員,寳子丸委員, 三島委員(代理出席:加藤地方障害者雇用担当官),森木委員,彌政委員, 横藤田委員,善川委員,由水委員,米川委員,岩崎委員,西丸委員,有馬委員, 玉岡委員,三浦委員
4 議 題	(1)令和2年度広島県障害者自立支援協議会の運営について(2)広島県障害者プラン及び広島県障害(児)福祉計画の進捗状況について(3)第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画の策定について(4)若年性認知症について(5)新型コロナウイルス感染症対策(障害福祉)について
5 担当部署	広島県健康福祉局 障害者支援課 計画・県立施設グループ TEL (082) 513-3161 (ダイヤルイン)
6 議 事	 (1)会長の選任について 会長は、石井委員とすることで、出席委員(代理含む。)全員異議なく承認 (2)会長の職務代行者の選任について 職務代行者は、岩崎委員とすることで、出席委員(代理含む。)全員異議なく承認 (3)令和2年度広島県障害者自立支援協議会の運営について 資料1−1から1−5により、障害者支援課から説明、各専門部会会長から意見及び補足説明を行った。 質疑応答 (4)広島県障害者プラン及び広島県障害(児)福祉計画の進捗状況について 資料2により、障害者支援課から説明を行った。 質疑応答 (5)第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画の策定について 資料3−1により、障害者支援課から説明を行い、質疑応答を行った。 (6)若年性認知症について 資料4により、広島大学、石井伸弥特任教授より説明 質疑応答 (7)新型コロナウイルス感染症対策(障害福祉)について 資料5により、障害者支援課から説明 質疑応答 (8)その他の意見
7 決定事項	各議題の現状と課題について確認し,意見を参考に改善に向けた取組を進めること で合意
8 主な意見等	(1) 令和2年度広島県障害者自立支援協議会の運営について 〇相談支援・研修部会 委員: コロナウイルス感染症拡大防止の措置を講じなければならない中で、対面の研修会が難しいというのは、重々承知しているつもりですが、相談支援従事者やサービス管理責任者研修等も、ウェブで実施する予定でしょうか。

事務局: ウェブで行う予定です。

委員: コロナ禍の中,こういった研修会をウェブで開催することについては致し方ないとは思いますが、ネット環境の不良等で最後まで受講できなかった方を全く受講していないという形にするのではなく、配慮をしていただきたいです。

また,受講時期については,国も緩和策を設けていることから,県も受講時期を緩和していただきたいと思います。

会長: 緩和とは、具体的にはどのようなことを指していますか。

委員: サービス管理責任者更新研修など,5年以内に受講しなければいけない 研修について,研修の受講計画でもって,緩和策が取れるのではないかと 思うので,今年までに終われない方は来年まで延ばしていただくような緩和を検討していただければありがたいと思います。

事務局: 国から臨時的取扱いについて事務連絡がありましたが、現任研修や更新 研修については、今年度は終了としたものとみなす整理をしているところ です。来年度以降は、コロナの状況や、国の動向を見ながら対応します。

〇障害者差別解消支援地域協議会

会長: 先ほど、障害者差別解消支援地域協議会部会長から、この部会は紛争解 決の機能を持っていないと話がありましたが、障害者差別に係る複雑な事 案は、どのような機関に相談するべきか教えてください。

委員: 障害者差別解消法の中に紛争解決の枠組みはありません。この法律のモデルである「障害を持つアメリカ人法(以下 ADA)」では、それぞれの場面に応じた紛争解決の制度が規定されているのですが、日本の障害者差別解消法は紛争解決に関する規定がありません。

広島市では令和2年4月に「広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」が制定され、10月から施行されます。広島市内の問題に関しては、それなりの問題解決の制度が用意されるようですが、それ以外の地域については現実問題としてなかなか難しく、いざとなったら弁護士に頼んで訴訟等するという方法があります。

会長: また、協議事項の中に周知啓発活動とありますが、これは障害者の生活 に重大な影響を及ぼす住まいと仕事に関わるものから、グレード別に周知 啓発していく必要があると思います。そのためにロードマップを作るのも 良いかと思います。

(2) 広島県障害者プラン及び広島県障害(児) 福祉計画の進捗状況について

委員: 障害児入所施設にいる年齢超過児について,国は,令和3年度以降の 方針を示していません。

このことについて,実態を把握したうえで,県の障害福祉計画の中に入れていただきたいのですが。

委員: この問題は入所施設の児者転換ともリンクしています。県の施設にいる 年齢超過児がどのような計画で者の施設に移行していくかという形でし か計画が立てられないと思います。そこを敢えて計画で触れるかについて

は、個別に話をさせていただきたいと思います。

会長: 今の要望は、計画への記載の前に、実態把握をしていただきたいとの発

言だったように思うのですが。

委員: 実態把握は出来ていると思います。

会長: その実態を計画に盛り込むことは難しいのでしょうか。

委員: 事実としてあるので、計画自体に載せることは可能ですが、それから後の話、年齢超過児の問題をどう解決していくかは、施設整備と絡むため、 国の計画通りにしてくださいとは言えないので、個別に話をさせていただ

きたいと思います。

会長: 分かりました。その話し合いの進捗状況について、御報告いただくこと

は可能ですか。

委員: 可能です。自立支援協議会で報告させていただきます。

(3) 第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画の策定について

委員: 地域生活支援拠点等について、未整備の地域は、これから整備が進んでいくような状況と、先ほど報告がございましたが、このコロナ禍の中で、緊急時の受入れや、在宅で生活されている方の安心、安全を担保するには、

このシステムをしっかり作っていくことが大事だろうと考えています。

市町が地域の実情に応じて整備を進めていくのだと思いますが、県としても、地域生活支援拠点等に必要な機能が担保できるように、市町に対して指導していただきたい。また、計画の中で、それぞれの地域の課題に対してどのように整備を進めていくのかを明らかにしてください。

委員: 知的障害者のために,資料 3-2 を作成したのだと思いますが,文言が分かりにくいです。この資料では,今後パブリックコメントを募集する際に, 当事者から意見が得られにくいのではないかと思います。

> 様々な団体が知的障害や発達障害、認知症の方への分かりやすい文章の 書き方などのコンサルテーションをしているので、是非分かりやすいもの を作っていただきたいと思います。

委員: 当事者団体の知恵を貸していただき、分かりやすいものにするための工 夫をさせていただきます。

委員: 資料2の18ページについて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとありますが、この地域包括ケアシステムを用いて、自立や困難事例を解決した事例が県内であったかどうかを教えてください。

委員: 地域生活移行は、地域で支える仕組み作りを、県や圏域、市町、それぞ

れの段階で取組を始めたところです。市町の段階での地域差や医療との連携も課題として残っております。目立った成果は実際のところまだ出てない状況です。一つでも成果が出せるよう体制を着実に一歩一歩積み上げていき、それぞれの地域での取組を進めていきたいと思っています。

委員:

資料2の17ページの最後に、難病のことを書いてあるのですが、ここにいつも同じ事が書かれています。しかもこの情報が、難病患者に全く届いていません。連携の拠点病院を構築したことについても、1人1人全く存じ上げていないのが現実で、当事者不在の現状を感じているところです。当事者に伝わるような仕組み作りや、このようなシステムを作っていただいたのであれば、1つでも成功事例の御説明をいただけるよう期待しています。

会長: 地域生活への意向が進まないのには、縦割りの壁があります。

地域包括ケアとは、地域における生活を主とするのを目標に、様々な施設や医療は、地域生活を支えるためのバックアップとして機能するように仕組みを作り直すことが本質的なことです。ただ、医療と福祉とで法律や国の担当課が違うことで、包括した話し合いがなかなか進んでいません。

なぜ地域移行が出来ないかというと、地域生活のサポートが不十分だからです。そのサポートを充実させるために、コホート研究のような要因分析をした上で政策を立てないと地域移行は進みません。

認知症の場合は、認知症患者の入院が長期化しているからと平成 24 年に病院を責める政策を厚生労働省が立てました。その時、施設から地域へ、医療から介護へというスローガンを立てられたんですが、そのために介護離職や介護鬱や、介護による自殺などの副作用が大きくなりました。それを受けて新オレンジプランができ、医療と介護が適切に連携していかなければならないのではないかという考え方になりました。

なぜこのような個別のことを申したかと言うと、他の事も全部一緒だからです。福祉施設からの地域移行にしても、なぜそれが進まないのか、進まない要因は何なのかという調査研究が大事です。その研究のデータに基づいて施策を立てるべきです。それは本来、厚生労働省がやるべきことですが、先ほど言ったように、部門ごとにそれぞれ縦割りで分かれているので、なかなか難しいものがあります。

委員: 第2期の障害児福祉計画の中に,18歳又は20歳以降の障害児が,児童 入所施設からグループホームないしは障害者支援施設に移行できるよう な仕組みづくりを入れて欲しいと思います。

また、相談支援のことが書いてありますが、その中に障害児相談支援のことをもう少し詳しく書いていただきたいです。障害児相談支援の中の大半が保護者の方のセルフプランにならざるを得ないという現状があります。障害児であっても、第三者の相談支援専門員が利用計画を作成するべきだと思います。このことについても第2期障害児福祉計画の中に入れていただけると大変ありがたいです。

(4) 若年性認知症について

委員: 認知症は、障害の分類でいうと精神障害とみなされるのでしょうか。

参考人: 認知症という症候群は、基本的に精神疾患という形で取り扱うということが一般的ですので、精神障害という枠組みでの取扱いになると思います。

(5) 新型コロナウイルス感染症対策(障害福祉)について

委員: 資料5の7ページに「障害児者・介護者の感染状況別の課題等」について表にしてありますが、この表のように簡単ではありません。例えば、区分Bの方は、介護者が不在になる場合の対応が課題とあり、老々介護の場合はこれに該当すると思いますが、小児の場合は、介護者が複数いるので、本当に不在になることはあまりないのではと思いました。

それと資料5の2ページの支援の流れの中に、応援職員の宿泊場所の確保とありますが、そこでも完璧な陰性者と、陽性か陰性か分からない方が混ざる可能性があります。こうしたことから、表にすると簡単ですが、非常に難しい問題だなと思います。

委員: 見真学園の時の対応については、グリーンエリアとレッドゾーンエリア を分け、そして自宅に戻ることができない応援職員等のために宿泊施設の 準備をしたと聞いています。

実際に応援を行いながら出てくる課題に随時対応していった状況でした。これからの秋冬に向けて、そういった課題を踏まえて現在応援体制等の準備が進められていると認識しております。

委員: コロナウイルスに感染していない方が,介護によって感染することがないように,応援体制の整備について具体化するべきだと思います。

9 配付資料

- ・資料 1-1 令和 2 年度広島県障害者自立支援協議会の運営について
- ・資料 1-2 今和2年度広島県障害者自立支援協議会 相談支援・研修部会について
- ・資料 1-3 令和 2 年度広島県障害者自立支援協議会 就労支援部会について
- ・資料 1-4 令和 2 年度広島県障害者自立支援協議会 障害者差別解消支援地域協議会について
- ・資料 1-5 令和 2 年度広島県障害者自立支援協議会 医療的ケア児等支援部会について
- ・資料2 広島県障害者プラン及び広島県障害(児)福祉計画の進捗状況
- 資料 3-1 第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画骨子(案)について【たたき台】
- ・資料 3-2 第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画骨子(案)について(概要版)
- ・資料 3-3 障害福祉計画・障害児福祉計画に係る基本指針(障害福祉サービス等 及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針)
- ・資料 3-4 第6期障害福祉計画に係る基本指針について
- ・資料 3-5 地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について
- ・資料4 若年性認知症実態調査結果概要(R2.3)等
- ・資料5 新型コロナウイルス感染症対策(障害福祉)について
- · 資料 6 広島県障害者自立支援協議会設置要綱
- ・別添資料 第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画 (冊子)

1 日 時	令和2年8月31日(月) 15:30~17:30
2 場 所	広島市中区基町 10-52 WEB 会議(広島県庁 本館 5 階 健康福祉総務課分室)
3 出席委員	石井委員,大田委員,岡本(智恵子)委員,岡本(英登)委員,小田委員, 金子委員,橘髙委員,熊澤委員,後藤委員,戸光委員,林委員,寳子丸委員, 三島委員(代理出席:加藤地方障害者雇用担当官),森木委員,彌政委員, 横藤田委員,善川委員,由水委員,米川委員,岩崎委員,西丸委員,有馬委員, 玉岡委員,三浦委員
4 議 題	(1)令和2年度広島県障害者自立支援協議会の運営について(2)広島県障害者プラン及び広島県障害(児)福祉計画の進捗状況について(3)第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画の策定について(4)若年性認知症について(5)新型コロナウイルス感染症対策(障害福祉)について
5 担当部署	広島県健康福祉局 障害者支援課 計画・県立施設グループ TEL (082) 513-3161 (ダイヤルイン)
6 議 事	 (1)会長の選任について 会長は、石井委員とすることで、出席委員(代理含む。)全員異議なく承認 (2)会長の職務代行者の選任について 職務代行者は、岩崎委員とすることで、出席委員(代理含む。)全員異議なく承認 (3)令和2年度広島県障害者自立支援協議会の運営について 資料1−1から1−5により、障害者支援課から説明、各専門部会会長から意見及び補足説明を行った。 質疑応答 (4)広島県障害者プラン及び広島県障害(児)福祉計画の進捗状況について 資料2により、障害者支援課から説明を行った。 質疑応答 (5)第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画の策定について 資料3−1により、障害者支援課から説明を行い、質疑応答を行った。 (6)若年性認知症について 資料4により、広島大学、石井伸弥特任教授より説明 質疑応答 (7)新型コロナウイルス感染症対策(障害福祉)について 資料5により、障害者支援課から説明 質疑応答 (8)その他の意見
7 決定事項	各議題の現状と課題について確認し,意見を参考に改善に向けた取組を進めること で合意
8 主な意見等	(1) 令和2年度広島県障害者自立支援協議会の運営について 〇相談支援・研修部会 委員: コロナウイルス感染症拡大防止の措置を講じなければならない中で、対面の研修会が難しいというのは、重々承知しているつもりですが、相談支援従事者やサービス管理責任者研修等も、ウェブで実施する予定でしょうか。

事務局: ウェブで行う予定です。

委員: コロナ禍の中,こういった研修会をウェブで開催することについては致し方ないとは思いますが、ネット環境の不良等で最後まで受講できなかった方を全く受講していないという形にするのではなく、配慮をしていただきたいです。

また,受講時期については,国も緩和策を設けていることから,県も受講時期を緩和していただきたいと思います。

会長: 緩和とは、具体的にはどのようなことを指していますか。

委員: サービス管理責任者更新研修など,5年以内に受講しなければいけない 研修について,研修の受講計画でもって,緩和策が取れるのではないかと 思うので,今年までに終われない方は来年まで延ばしていただくような緩和を検討していただければありがたいと思います。

事務局: 国から臨時的取扱いについて事務連絡がありましたが、現任研修や更新 研修については、今年度は終了としたものとみなす整理をしているところ です。来年度以降は、コロナの状況や、国の動向を見ながら対応します。

〇障害者差別解消支援地域協議会

会長: 先ほど、障害者差別解消支援地域協議会部会長から、この部会は紛争解 決の機能を持っていないと話がありましたが、障害者差別に係る複雑な事 案は、どのような機関に相談するべきか教えてください。

委員: 障害者差別解消法の中に紛争解決の枠組みはありません。この法律のモデルである「障害を持つアメリカ人法(以下 ADA)」では、それぞれの場面に応じた紛争解決の制度が規定されているのですが、日本の障害者差別解消法は紛争解決に関する規定がありません。

広島市では令和2年4月に「広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」が制定され、10月から施行されます。広島市内の問題に関しては、それなりの問題解決の制度が用意されるようですが、それ以外の地域については現実問題としてなかなか難しく、いざとなったら弁護士に頼んで訴訟等するという方法があります。

会長: また、協議事項の中に周知啓発活動とありますが、これは障害者の生活 に重大な影響を及ぼす住まいと仕事に関わるものから、グレード別に周知 啓発していく必要があると思います。そのためにロードマップを作るのも 良いかと思います。

(2) 広島県障害者プラン及び広島県障害(児) 福祉計画の進捗状況について

委員: 障害児入所施設にいる年齢超過児について,国は,令和3年度以降の 方針を示していません。

このことについて,実態を把握したうえで,県の障害福祉計画の中に入れていただきたいのですが。

委員: この問題は入所施設の児者転換ともリンクしています。県の施設にいる 年齢超過児がどのような計画で者の施設に移行していくかという形でし か計画が立てられないと思います。そこを敢えて計画で触れるかについて

は、個別に話をさせていただきたいと思います。

会長: 今の要望は、計画への記載の前に、実態把握をしていただきたいとの発

言だったように思うのですが。

委員: 実態把握は出来ていると思います。

会長: その実態を計画に盛り込むことは難しいのでしょうか。

委員: 事実としてあるので、計画自体に載せることは可能ですが、それから後の話、年齢超過児の問題をどう解決していくかは、施設整備と絡むため、 国の計画通りにしてくださいとは言えないので、個別に話をさせていただ

きたいと思います。

会長: 分かりました。その話し合いの進捗状況について、御報告いただくこと

は可能ですか。

委員: 可能です。自立支援協議会で報告させていただきます。

(3) 第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画の策定について

委員: 地域生活支援拠点等について、未整備の地域は、これから整備が進んでいくような状況と、先ほど報告がございましたが、このコロナ禍の中で、緊急時の受入れや、在宅で生活されている方の安心、安全を担保するには、

このシステムをしっかり作っていくことが大事だろうと考えています。

市町が地域の実情に応じて整備を進めていくのだと思いますが、県としても、地域生活支援拠点等に必要な機能が担保できるように、市町に対して指導していただきたい。また、計画の中で、それぞれの地域の課題に対してどのように整備を進めていくのかを明らかにしてください。

委員: 知的障害者のために,資料 3-2 を作成したのだと思いますが,文言が分かりにくいです。この資料では,今後パブリックコメントを募集する際に, 当事者から意見が得られにくいのではないかと思います。

> 様々な団体が知的障害や発達障害、認知症の方への分かりやすい文章の 書き方などのコンサルテーションをしているので、是非分かりやすいもの を作っていただきたいと思います。

委員: 当事者団体の知恵を貸していただき、分かりやすいものにするための工 夫をさせていただきます。

委員: 資料2の18ページについて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとありますが、この地域包括ケアシステムを用いて、自立や困難事例を解決した事例が県内であったかどうかを教えてください。

委員: 地域生活移行は、地域で支える仕組み作りを、県や圏域、市町、それぞ

れの段階で取組を始めたところです。市町の段階での地域差や医療との連携も課題として残っております。目立った成果は実際のところまだ出てない状況です。一つでも成果が出せるよう体制を着実に一歩一歩積み上げていき、それぞれの地域での取組を進めていきたいと思っています。

委員:

資料2の17ページの最後に、難病のことを書いてあるのですが、ここにいつも同じ事が書かれています。しかもこの情報が、難病患者に全く届いていません。連携の拠点病院を構築したことについても、1人1人全く存じ上げていないのが現実で、当事者不在の現状を感じているところです。当事者に伝わるような仕組み作りや、このようなシステムを作っていただいたのであれば、1つでも成功事例の御説明をいただけるよう期待しています。

会長: 地域生活への意向が進まないのには、縦割りの壁があります。

地域包括ケアとは、地域における生活を主とするのを目標に、様々な施設や医療は、地域生活を支えるためのバックアップとして機能するように仕組みを作り直すことが本質的なことです。ただ、医療と福祉とで法律や国の担当課が違うことで、包括した話し合いがなかなか進んでいません。

なぜ地域移行が出来ないかというと、地域生活のサポートが不十分だからです。そのサポートを充実させるために、コホート研究のような要因分析をした上で政策を立てないと地域移行は進みません。

認知症の場合は、認知症患者の入院が長期化しているからと平成 24 年に病院を責める政策を厚生労働省が立てました。その時、施設から地域へ、医療から介護へというスローガンを立てられたんですが、そのために介護離職や介護鬱や、介護による自殺などの副作用が大きくなりました。それを受けて新オレンジプランができ、医療と介護が適切に連携していかなければならないのではないかという考え方になりました。

なぜこのような個別のことを申したかと言うと、他の事も全部一緒だからです。福祉施設からの地域移行にしても、なぜそれが進まないのか、進まない要因は何なのかという調査研究が大事です。その研究のデータに基づいて施策を立てるべきです。それは本来、厚生労働省がやるべきことですが、先ほど言ったように、部門ごとにそれぞれ縦割りで分かれているので、なかなか難しいものがあります。

委員: 第2期の障害児福祉計画の中に,18歳又は20歳以降の障害児が,児童 入所施設からグループホームないしは障害者支援施設に移行できるよう な仕組みづくりを入れて欲しいと思います。

また、相談支援のことが書いてありますが、その中に障害児相談支援のことをもう少し詳しく書いていただきたいです。障害児相談支援の中の大半が保護者の方のセルフプランにならざるを得ないという現状があります。障害児であっても、第三者の相談支援専門員が利用計画を作成するべきだと思います。このことについても第2期障害児福祉計画の中に入れていただけると大変ありがたいです。

(4) 若年性認知症について

委員: 認知症は、障害の分類でいうと精神障害とみなされるのでしょうか。

参考人: 認知症という症候群は、基本的に精神疾患という形で取り扱うということが一般的ですので、精神障害という枠組みでの取扱いになると思います。

(5) 新型コロナウイルス感染症対策(障害福祉)について

委員: 資料5の7ページに「障害児者・介護者の感染状況別の課題等」について表にしてありますが、この表のように簡単ではありません。例えば、区分Bの方は、介護者が不在になる場合の対応が課題とあり、老々介護の場合はこれに該当すると思いますが、小児の場合は、介護者が複数いるので、本当に不在になることはあまりないのではと思いました。

それと資料5の2ページの支援の流れの中に、応援職員の宿泊場所の確保とありますが、そこでも完璧な陰性者と、陽性か陰性か分からない方が混ざる可能性があります。こうしたことから、表にすると簡単ですが、非常に難しい問題だなと思います。

委員: 見真学園の時の対応については、グリーンエリアとレッドゾーンエリア を分け、そして自宅に戻ることができない応援職員等のために宿泊施設の 準備をしたと聞いています。

実際に応援を行いながら出てくる課題に随時対応していった状況でした。これからの秋冬に向けて、そういった課題を踏まえて現在応援体制等の準備が進められていると認識しております。

委員: コロナウイルスに感染していない方が,介護によって感染することがないように,応援体制の整備について具体化するべきだと思います。

9 配付資料

- ・資料 1-1 令和 2 年度広島県障害者自立支援協議会の運営について
- ・資料 1-2 今和2年度広島県障害者自立支援協議会 相談支援・研修部会について
- ・資料 1-3 令和 2 年度広島県障害者自立支援協議会 就労支援部会について
- ・資料 1-4 令和 2 年度広島県障害者自立支援協議会 障害者差別解消支援地域協議会について
- ・資料 1-5 令和 2 年度広島県障害者自立支援協議会 医療的ケア児等支援部会について
- ・資料2 広島県障害者プラン及び広島県障害(児)福祉計画の進捗状況
- 資料 3-1 第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画骨子(案)について【たたき台】
- ・資料 3-2 第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画骨子(案)について(概要版)
- ・資料 3-3 障害福祉計画・障害児福祉計画に係る基本指針(障害福祉サービス等 及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針)
- ・資料 3-4 第6期障害福祉計画に係る基本指針について
- ・資料 3-5 地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について
- ・資料4 若年性認知症実態調査結果概要(R2.3)等
- ・資料5 新型コロナウイルス感染症対策(障害福祉)について
- · 資料 6 広島県障害者自立支援協議会設置要綱
- ・別添資料 第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画 (冊子)